

1 財務会計事務

(6) 契約の履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課</p> <p>商工労働部 中小企業支援室 経営支援課</p>	<p>≪健康医療部 保健医療室健康づくり課≫ 検査調書に検査内容の記載がなかった。</p> <p>「大阪府公費負担医療（特定疾患医療費援助事務・母子医療給付事務・自立支援医療費（精神通院）支給認定事務）事務補助業務」に係る審査支払（毎月1回・3件）のうち、特定疾患医療費援助事務の契約代金が150万円を超えるもの（計12件）</p>	<p>1 検査内容の記載がない検査調書は、財務規則等で定めた要件を欠いている。</p> <p>2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて委託契約における履行確認のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第 69 条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第 36 号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が 150 万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> <p>【検査調書(財務規則様式第 36 号)における検査内容の記載方法について (平成 18 年 10 月 2 日)】 (検査内容欄に記載すべき事項) 検査内容欄は検査員がどのような検査をしたのかを事後的・客観的に確認できるよう、検査書類、検査方法など、下記を参考に、具体的に記載すること。ただし、契約の内容や必要性に応じ、記載事項については適宜、変更すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査場所（現地で検査を行っている場合は、その名称） ・ 検査書類（検査すべき書類のチェックリスト等を作成している場合は、別途添付すること） ・ 給付の内容が、契約書や仕様書などに記 	<p>≪健康医療部保健医療室健康づくり課≫ 大阪府財務規則に定められている検査調書を使用することとした。</p> <p>委託契約における履行確認のルール等について、起案者及び決裁関与者に周知徹底を図った。</p> <p>平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、部内での実践的な会計研修を実施していくとともに、会計局が実施する会計研修にも職員を積極的に参加させる。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<p>載されている目的、品質、規格、数量などの条件どおりに完了しているかを具体的な検査事項や数値を列挙しながら、検査手順に沿って記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他特記すべき事項 	
	<p>《商工労働部 中小企業支援室経営支援課》</p> <p>1 緊急雇用創出基金事業「中小企業危機対応力向上支援事業業務」の委託については、同業務委託契約書により、受託者は委託業務の完了後10日以内に業務完了届を大阪府に提出することとなっているが、大阪府に業務完了届が提出されたのは契約期間終了日から約2ヶ月後であった。</p> <p>検査調書には履行遅滞があった旨の記載がされていながら、業務完了年月日は契約の満了日が記載されていた。</p> <p>(1) 契約期間 平成24年2月24日から平成25年1月31日まで</p> <p>(2) 完了届の提出日 平成25年3月21日 (検査調書の記載)</p> <p>(3) 業務完了日 平成25年1月31日</p> <p>(4) 検査年月日 平成25年3月27日</p> <p>2 契約の履行期限までに業務の完了が見込まれないにもかかわらず、契約期間の変更をしなかった。</p>	<p>1 本件については、報告書の内容について、府の意見を反映してもらうため、平成25年1月31日以降も受託者と調整していたものであり、契約期間を延長すべき事案であったにもかかわらず、その手法をとらなかったことは問題である。</p> <p>2 履行確認の検査を行った際の検査調書には、正確な内容で記載する必要があると定められているが、これが遵守されていないことは問題である。</p> <p>3 業務委託に際して、起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第69条関係第1項】 検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について行うものである……。</p> <p>【中小企業危機対応力向上支援事業業務委託契約書】 (完了届等の提出、検査及び引渡し) 第19条 受託者は、事業開始年度最終日及び委託業務の完了後10日以内に完了届、業務報告書を甲に提出し、その成果について甲の検査を受けなければならない。</p>	<p>《商工労働部中小企業支援室経営支援課》</p> <p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。 (年2回程度)</p>